

第2節

国際協力の推進と
地球規模課題への取組

総論

2010年は、貧困や飢餓、感染症、環境問題などの地球規模課題について、国際社会が更に取組を加速させた年であった。特にミレニアム開発目標（MDGs）については、達成期限である2015年まで残すところ5年となったことを受け、首脳レベルを含め国際的に様々な取組が行われた。6月に開催されたG8ムスコカ・サミット（於：カナダ）では、MDGsの中でも特に達成に向け進捗の遅れている母子保健に関する支援強化案である「ムスコカ・イニシアティブ」が発表された。また、9月のMDGs国連首脳会合では、約140か国の首脳級の参加の下、MDGsの達成状況及び今後の道筋に関する議論が行われた。さらに、11月のG20ソウル・サミットでは、G20として開発が主要議題として初めて取上げられ、G20が経済成長を通じた開発途上国の開発に取り組むに当たっての原則や行動計画が発表された。

日本は、国際社会の平和と繁栄に貢献することが自国の安全と繁栄をもたらすものであり、政府開発援助（ODA）を始めとする国際協力はそのための重要な手段であるとの考えの下、国際社会におけるこうした様々な取組に対し、積極的な貢献を行ってきた。MDGs達成に向けては、人間の安全保障の考え方にに基づき、特に保健・教育分野などを中

心とした取組を進めている。G8ムスコカ・サミットでは、ムスコカ・イニシアティブの下、母子保健分野で2011年から5年間で最大500億円規模（約5億米ドル相当）の支援を追加的に実施することを表明した。さらに、MDGs国連首脳会合では、菅総理大臣から、保健・教育の両分野で、2011年からの5年間でそれぞれ50億米ドル（世界エイズ・結核・マラリア対策基金への当面最大8億米ドルの拠出誓約を含む）、35億米ドルの支援を行うことを「菅コミットメント」として発表した。また、10月には愛知県名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、日本は、議長国として会議の成功に大きく貢献するとともに、生物多様性保全のための開発途上国支援として、「いのちの共生イニシアティブ」を発表した。さらに、持続可能な経済成長、気候変動、感染症、エネルギー、水・食料などの課題に取り組む上で科学技術は大きな役割を果たすため、日本が有する世界トップレベルの科学技術、宇宙開発利用技術と外交政策を相互に連携させる「科学技術外交」・「宇宙外交」を推進している。

また、アフガニスタンやパキスタンの平和と安定も、依然として国際社会全体の平和と安定に関わる重要な課題である。日本は両国

の平和と安定のための取組を重視し、国際社会と協調しつつ、2009年11月に発表した「テロの脅威に対処するための新戦略」に基づく支援を着実に実施している。

日本が国際社会の平和と発展に対し積極的な役割を果たすためには、国民の理解と支持が不可欠である。ODAに対する国民の理解と支持の下、ODAをより戦略的・効果的に実施していくために、外務省はODAの在り方に関する検討を行い、6月に「最終とりまとめ」を発表した。国際協力の理念を「開かれた国益の増進」として明確にし、開発協力の重点分野として、①貧困削減（MDGs達成への貢献）、②平和への投資、③持続的な経済成長の後押しの三本柱を掲げた他、戦略的・効果的な援助、多様な関係者との連携、国民の理解と支持の促進などの取組を打ち出した。

開発途上国の持続的な経済成長のためには、貿易や投資などの民間活動の活性化が重要である。さらに、資源・エネルギー・食料の確保やインフラ海外展開といった経済外交の推進に当たり、日本企業が開発途上国において活動するための環境整備なども求められている。このような観点から、民間企業の活動とODAなどの公的資金との連携（官民連携）をより強化していくことで、公的資金だけでは得られない規模の開発効果を引き出し、開発途上国の持続的成長と同時に、日本の経済外交の推進を目指している。

気候変動や生物多様性の損失を含む地球環境問題は、地球上の生命を脅かすものであり、我々人類の生存への深刻な脅威である。日本は、地球環境の保全は地球の未来に対する責任であると認識し、地球環境問題への取組を外交上の重要課題として位置付け、地球規模の議論を主導している。

気候変動問題において、日本は、全ての主

要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みを構築する、新しい一つの包括的な法的文書の早急な採択を目指し、国際交渉でリーダーシップを発揮してきた。10月には、前原外務大臣がアバル・パプアニューギニア外務貿易移民相と共同議長を務め、名古屋で「森林保全と気候変動に関する閣僚級会合」を主催し、気候変動の重要な柱の一つである開発途上国における森林保全（開発途上国の森林減少・劣化に由来する温室効果ガスの削減（REDD+））の取組を加速化するための方向性を打ち出した。また、12月にカンクン（メキシコ）で開催された国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）では、日本は議長国メキシコを始めとする各国と緊密に連携し、米中を含む包括的な国際枠組みの構築につながる「カンクン合意」の採択に大きく貢献した。

さらに、日本は、温室効果ガスの排出削減に取り組む開発途上国や、気候変動の悪影響に対して脆弱な開発途上国に対し、2012年末までに官民合せて150億米ドル規模の援助の実施を表明しており、そのうち2010年9月末時点で、既に72億米ドル以上の支援を実施するなど、気候変動分野における開発途上国支援も積極的に行っている。

また、生物多様性の保全と持続可能な利用についても日本は積極的な取組を行っている。2010年10月には、愛知県名古屋市においてCOP10及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議（COP-MOP5）が開催された。

「いのちの共生を、未来へ（Life in Harmony, into the Future）」を標語としたCOP10では、生物多様性条約を効果的に実施するための世界目標である「愛知目標」（戦略計画2011～2020）や、遺伝資源のアクセスと利益配分に関する「名古屋議定書」の採択など重要な成

果を得ることができた。また、COP-MOP5では、6年越しの議論を経て、遺伝子組換え生物の移動に関連して生じた損害に関わる責任と救済に関する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択されるなど、日本は議長国として、重要な成果を上げるべく議論を主導した。

近年の気候変動の影響の中、環境問題、航路開通、資源開発などに関わる国際的議論の高まりが見られる北極については、日本としてもこれに適切に参画していく必要があるとの考えから、2009年7月には、北極評議会へのオブザーバー資格申請を行うなど、北極を巡る議論への関与を強めている。2010年9月、外務省

内に、北極に関する日本の外交政策を分野横断的に検討し、適切な北極政策を推進するための「北極タスクフォース」を立ち上げた。

一方、南極については、1959年に採択された「南極条約」が、その対象を南緯60度以南の地域と定め、①南極の平和利用、②科学的調査の自由と国際協力、③領土主権・請求権の凍結などを基本原則としている。日本は、これらの基本原則にのっとり、南極における自由な研究や観測活動を推進するとともに、南極条約の下で1991年に採択された「環境保護に関する南極条約議定書」に従い、南極の環境保護に努め、南極条約体制の維持に貢献している。

各論

1 日本の国際協力

(1) 政府開発援助（ODA）の在り方に関する検討

2010年初めから6月にかけて、外務省はODAの在り方についての検討を行った。これは、ODAが国民の共感を十分に得ていないという認識に立ち、国民の理解と支持を得るための見直しを行うことによって、ODAをより戦略的・効果的に実施していくことを目指したものである。外務省内にタスクフォースを設け、①国際協力の理念・基本方針、②援助の効果的・効率的実施、③多様な関係者との連携、④国民の理解・支持の促進、⑤国際協力機構（JICA）といった論点を中心に議論を重ね、加えて、経済界やNGO、日本にある国際機関の代表者、各界の有識者の意見も聴取しながら作業を進めて

いった。

この結果を取りまとめ、6月、外務省は「開かれた国益の増進－世界の人々とともに生き、平和と繁栄をつくる ODAのあり方に関する検討 最終とりまとめ」を発表し、この中で、ODAを世界の共同利益を追求するための手段として考えていることを明記した。また、開発途上国の開発問題に関わる関係者と資金の流れが多様化する中、開発途上国への支援を、ODAだけではなくODA以外の公的資金（OOF¹）や非公的部門（企業、NGO、市民）による活動も含めた「開発協力」として捉え、ODAを開発協力の中核と位置付けている。その上で、ODAとOOFや

1 OOF: Other Official Flows

非公的部門との連携、更には、ODAはより広い「国際協力」という枠組みの中で役割を果たすものと考えている。また、開発協力の重点分野として、①貧困削減（ミレニアム開発目標（MDGs）達成への貢献）、②平和への

投資、③持続可能な経済成長の後押し（日本経済の活性化にも貢献）の三本柱を立てた。この他、戦略的・効果的な援助の実施、国民の理解と支持の促進、開発資金の動員などの取組を盛り込んでいる。

(2) 日本のODA実績と主な地域への取組

ア 日本のODA実績

2009年の日本のODA実績²は、支出純額ベースで対前年比1.4%減の約94.7億米ドルとなった。これは経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）加盟国中では米国、フランス、ドイツ、英国に次ぐ第5位の実績であり、DAC全体のODA実績のうち7.9%を占めている。また、支出総額ベースでは対前年比5.9%減の約164.5億米ドルとなり、米国に次いで第2位である。なお、対国民総所得（GNI）比は0.18%となり、DAC加盟国中21位となっている。

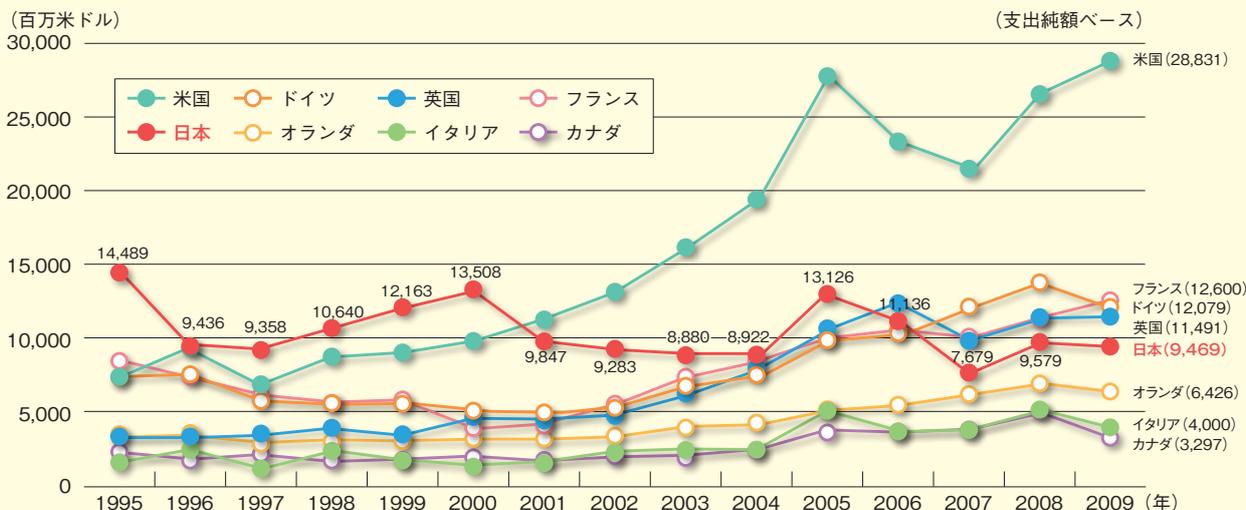
イ 主な地域への取組

(ア) アジア・大洋州

アジア地域は、政治、経済、文化など、様々な面で日本と密接な関係にあり、日本の平和、安全及び繁栄にとって重要な意義を有する。2008年の日本の対アジア地域二国間政府開発援助は約44.6億米ドルで、二国間政府開発援助全体に占める割合は約30.4%³である。

日本は、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国に対し、ODAによる経済・社会インフラ基盤整備などの支援を行うとともに、民間投資や貿易の活性化を図るなど、公的資金と民間の活動を有機的に連携させた経済協力を進め、同地域の発展に貢献してきた。近年は、

日本のODA実績



(注) () 内の数字は2009年実績

出典：DAC統計

2 ODAについては、外務省が別途発刊する「政府開発援助（ODA）白書 日本国際協力」外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>）を参照。

3 支出総額ベース。

2015年のASEAN統合に向けた協力を重視しており、域内の連結性強化のための支援や、環境・気候変動、感染症対策、海上の安全確保などの地域全体の課題に対するASEAN諸国の取組に対しても支援を行っている。また、域内格差是正の観点から、メコン地域を支援の重点地域として協力を行っている。

中国への援助については、2007年度分を最後に円借款の新規供与を終了した。また、ODAを巡る厳しい財政事情もあり、中国に対する援助額はかつてに比べ、大幅に減少している。一方、環境や感染症など日本に直接影響を与える地球規模の課題、相互理解の増進など中国と協力すべき分野は残されている。こうした状況を踏まえ、中国に対するODAは、日中関係全体や各協力の意義などを総合的に考慮しながら実施している。

(イ) アフガニスタン・パキスタン

アフガニスタンの平和と安定は、日本を含む国際社会全体の平和と安定に関わる重要な課題である。日本は、アフガニスタンに「テロの温床」にしないとの決意の下、2009年11月、「テロの脅威に対処するための新戦略」を発表し、アフガニスタンに対し、今後のアフガニスタンの情勢に応じて、2009年から概ね5年間で最大約50億米ドル程度までの規模の支援を行うことを決定した。特に、アフガニスタン自身の治安能力向上に向けた警察支援などを継続する他、元兵士を社会へ再統合させるための職業訓練及び雇用機会創出のための支援や、アフガニスタンの持続的・自立的発展のための基礎生活分野などへの支援を中心として実施し、既に約16億米ドルの支援を実施・決定済みである。

また、パキスタンは国際社会のテロ撲滅のための取組において重要な役割を担っており、



パキスタン洪水被害に関する国連総会特別会合に出席する藤村外務副大臣（8月19日、米国・ニューヨーク）

同国の安定は、周辺地域ひいては国際社会の平和と安定にとって極めて重要である。そのため、テロ対策や経済改革といった諸課題に直面しているパキスタンを、国際社会が一致して後押ししていくことが必要との認識の下、日本は2009年4月に世界銀行との共催により、東京で支援国会合を開催した。日本は前述の「新戦略」に基づき、最大10億米ドルの支援を着実に実施している。また、2010年夏に発生した大規模な洪水災害に対し、日本は国際緊急援助隊・自衛隊部隊の派遣や、総額約5.68億米ドルの支援を実施している。

(ウ) 中東

国際社会全体の平和と繁栄に直結する中東地域の平和と安定の確保のために、日本は、国際社会の一員としての責務と自国のエネルギー安全保障確保の両面から積極的に中東地域への支援に取り組んでいる。

イラク復興支援に関しては、日本は2003年に当面の支援として表明した無償資金協力として、15億米ドルを上回る約16.7億米ドルを供与済みである。現在は、中長期的な支援として表明した最大35億米ドルの円借款に重点を移しており、現在まで計15案件、約32.8億米ドルの供与を決定した。これらと並行して技術協力も継続しており、2003年以降、日本及び第三国での研修に4,000人以



JICA専門家による農業技術指導（アフガニスタン国立農業試験場再建計画プロジェクト）（写真提供：JICA）

上のイラク人研修員を受け入れている。

日本は中東和平支援に積極的に取り組んでおり、1993年から2010年末までの期間で総額11億米ドル以上の対パレスチナ支援を実施してきた。2010年2月のアッバース・パレスチナ自治政府大統領の訪日に際しても、日本はパレスチナ国家建設を目指して同自治政府が策定した大綱を支援していくことを確認した。2010年度における日本の対パレスチナ支援は、総額1億米ドルに上る。さらに、日本独自の中・長期的取組として推進している「平和と繁栄の回廊」構想については、現在パレスチナ、イスラエル及びヨルダンと協力しつつ、2012年末までにジェリコ（ヨルダン川西岸地区）に農産業団地を建設することを目標として積極的に取り組んでいる（詳細については、第2章第6節1「中東和平」を参照）。

（3）地球規模課題

ア ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた取組

近年、貧困、感染症、環境破壊といった開発課題は、国際社会が協調して対応すべき地球規模の問題として捉えられている。多様かつ複雑に関連し合う開発課題の解決に向け、国際社会が努力を結集する上での羅針盤と

（エ）アフリカ

アフリカは、依然として深刻な貧困問題に直面している一方、豊富な天然資源や野生動植物などの自然に恵まれており、貿易・投資や観光の促進を通じた経済成長の大きな可能性を有している。日本は、アフリカが持続的な経済成長、貧困削減などを実現するため、国際社会の責任ある一員として、積極的に貢献している。

日本は、アフリカの自助努力（オーナーシップ）と国際社会による協力（パートナーシップ）を基本原則とするアフリカ開発会議（TICAD）の開催を通じて、アフリカ自身による開発課題への取組に積極的に協力している。2008年5月には、横浜においてTICAD IVを開催し、2012年までのアフリカ向けODAの倍増、アフリカ向け民間投資の倍増支援などを表明した。2010年5月には、タンザニアにおいてTICAD IVの支援策の履行状況を確認する第2回閣僚級会合が開催され、TICAD IVの公約について進捗が見られることが評価された。日本からは、今後2年間で最大20億米ドル相当のインフラ案件に関わる円借款を実施すること、次回フォローアップ会合までに保健などのMDGs関連分野で約10億米ドルの支援を行うことを表明した。

なってきたのが、国連の定めたMDGsである。MDGsは、2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットにおいて採択された国連ミレニアム宣言と、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、2015年までに達成すべき8つの目標としてまとめ

られた。日本は、MDGs達成の基礎となる概念として、国連やG8、APECを始めとする国際会議や二国間の対話の場で一人ひとりの人間に着目した「人間の安全保障」の普及に努めている。また、二国間支援や国連に設置した人間の安全保障基金などを通じた支援により、同概念に基づき、保健、教育分野などを中心とした支援、更には分野横断的な支援を行うなど、国際社会の一員としてMDGs達成に向け、積極的な貢献を行っている。

(ア) MDGs達成に向けた取組

2010年は、国連ミレニアム宣言の採択から10周年に当たる節目の年であり、過去10年間の成果と残された課題に関する議論が活発に行われた。2015年までの目標達成に向け、国際社会の一層の努力が求められる中で、日本は特に進捗が遅れている保健及び教育分野に焦点を当て、MDGs達成に向けた取組を一層強化していくこととした。

6月のG8ムスコカ・サミット（於：カナダ）で菅総理大臣は、母子保健の改善は、日本が重視する人間の安全保障の観点からも重要であるとし、G8首脳が打ち出したムスコカ・イニシアティブの下、母子保健分野における2011年から5年間で最大500億円規模の追加的支援を表明した。さらに、9月のMDGs国連首脳会合において、菅総理大臣は、2011年からの5年間で保健分野において50億米ドル、教育分野において35億米ドルの支援を行うことを「菅コミットメント」として国際社会へ約束した。併せて、MDGs達成に向けた幅広

い関係者の連携を強化するために、2011年に日本で国際会議を開催することも提案した。

a 保健分野

日本を含む国際社会の様々な努力の結果、三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）による世界全体での死亡者数が減少した他、5歳未満で死亡する子供の数が、1990年の年間1,250万人から2008年には年間880万人にまで減少した⁴。しかし、世界では依然として年間430万人（2009年）が三大感染症により死亡している⁵他、310万人の新生児⁶と34万人の女性⁷が治療可能な原因で命を落としており、国際社会の更なる取組の強化と拡大が急務となっている。MDGs国連首脳会合の機会に日本が発表した新国際保健政策は、このような現状を踏まえ、世界エイズ・結核・マラリア対策基金（世界基金）への当面最大8億米ドルを含む保健分野への50億米ドルの支援を基に、他の開発パートナーと共に43万人⁸の妊産婦と1,130万人の乳幼児の命を救うことなどを目指している。この政策では、日本の母子保健支援モデル「EMBRACE」⁹を提示した他、世界基金などを通じた三大感染症対策の強化や、ポリオ及び鳥・新型インフルエンザ対策などの国際的な公衆衛生緊急事態への支援を掲げている。さらに、日本は成果の重視、プロセスの透明性の確保及び開発途上国、援助国、学術界、NGOや市民社会、民間セクターも含めたパートナーシップの強化を通じて、MDGs達成を含む保健課題に取り組んでいく姿勢を国際社会に示した。

4 2010年9月10日にユニセフが発表した、5歳未満児の死亡率についての最新数値UNICEF2010に基づく。

5 国連エイズ合同計画（UNAIDS）「Report on the global AIDS epidemic 2010」（2010）、世界保健機関（WHO）「WHO REPORT 2010 Global Tuberculosis Control」（2010）、同「World Malaria Report 2010」（2010）。2009年の死亡者数。

6 Rajaratnam JK, Marcus JR, Flaxman AD他「Neonatal, postneonatal, childhood, and under-5 mortality for 187 countries, 1970–2010: a systematic analysis of progress towards Millennium Development Goal 4. Lancet 2010; 375: 1988–2008.」

7 WHO/PMNCH news April 16 2010 (http://www.who.int/pmnch/media/mnchnews/2010/20100416_globemail/en/index.html).

8 本政策発表時以降、国連において再検討された最新の妊産婦死亡率の結果を踏まえ、68万人という目標を更新したもの（2011年3月更新）。

9 EMBRACE: Ensure Mothers and Babies Regular Access to Care

b 教育分野

MDGs 国連首脳会合において「新教育協力政策2011～2015」を発表した。この新政策の下、日本は人間の安全保障の実現の観点から、基礎教育分野への支援、疎外された子供や脆弱層など支援の届きにくい層への支援、初等教育修了者の教育の機会継続に配慮した支援などを重点的に行い、MDGs 及び「万人のための教育（EFA: Education for All）」目標の達成を目指している。具体的には、学校・コミュニティ・行政が一体となって包括的な学習環境改善を行う基礎教育支援モデル「スクール・フォー・オール」に基づいた支援を行っていく。各国のニーズに応じた教師教育や授業研究、施設や衛生面に配慮した安全な学習環境、コミュニティ参加型の学校運営、成人識字教育、貧困層や障害者などのあらゆる人々に配慮した教育などの支援を実施・促進し、少なくとも700万人（延べ2,500万人）の子供に質の高い教育環境を提供していく考えである。ファスト・トラック・イニシアティブ（FTI）関連基金¹⁰に対する支援も引き続き実施する。

c 農業分野

日本はMDGs達成に向け、保健・教育以外の分野においても様々な取組を進めている。例えば、日本は農業分野の支援を貧困削減の手段として、また、地球規模の課題である食料問題の解決に資するものとして重視し、積極的に取り組んでいる。2009年のG8ラクイラ・サミット（於：イタリア）で表明

した、インフラを含む農業関連分野における少なくとも30億米ドルの支援については、収穫後の損失を低減する観点から、生産段階のみならず流通段階までの幅広い支援を重視し、着実に実施している。研究開発では、主に日本などの支援で実施されたネリカ米¹¹の研究が2010年の南南協力の優良事例として国連から表彰された。

d 水・衛生分野

水・衛生分野では、日本の経験、知見や技術を生かし、ソフト・ハード両面での包括的な支援を実施している。1月には東京で国際衛生年フォローアップ会議を開催し、衛生問題の解決に向けた重要な課題について議論を行った。さらに、12月には、日本の主導で国際衛生年フォローアップ決議が国連総会で採択された。

e その他の取組

日本は、世界の開発需要に対応するためには、より幅広い資金源を動員することが不可欠であるとの認識の下、6月に「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ」¹²の議長国に就任した。12月には東京で同グループの第8回総会を開催し、これまでにない新たな手段により、持続性と予測可能性を備えた形でODAを補完する新たな開発資金を動員するための議論をリードした。日本は引き続きMDGs達成に向けた国際社会の幅広い取組を主導していく考えである。

¹⁰ ファスト・トラック・イニシアティブ（FTI）は、2015年までの初等教育の完全普及の達成促進を目指す国際的な支援の枠組みであり、2002年4月に設立された。FTI関連基金には、多国間信託基金や教育計画策定基金を通じた支援があり、日本も2007年度から拠出を行っている。

¹¹ NERICA: New Rice For Africa。病気や乾燥に強いアフリカの在来稲と、高収量のアジア稲を交雑した稲の総称。国際農業研究協議グループ（CGIAR）傘下のアフリカ稲センターが1994年に初めて交雑に成功した。

¹² 2006年3月に開催された「革新的開発資金源に関する閣僚会合」（パリ会議）を機に、①開発のための革新的資金調達メカニズムに関する各種イニシアティブの促進、②航空券連帯税の実施、③その税収の用途を含む制度構築の推進などを目的として、フランス主導で立ち上げられた、国を参加単位とする協議のための会合。

(イ) 人間の安全保障の推進

グローバル化が進展する中、国内紛争の国際化、感染症の広まり、経済・金融危機、貧困問題など、人々の生活を脅かす脅威もまた多様化・深刻化しており、国家の枠組みだけでは十分に対応することは困難になってきている。日本は、このような状況に効果的に対応するため、国家の安全保障を補完するものとして、人間の安全保障の理念を推進している。同概念は、多様な脅威にさらされている人間一人ひとりに着目し、保護と能力強化により人間それぞれの持つ豊かな可能性を実現し、人づくり、社会づくりを通じて、国づくりを進めようとする考え方である。これまで日本は、二国間・多国間の会議での議論などを通じ、同理念の国際的な普及に努めてきた。日本が人間の安全保障を外交の柱と位置付けてから10年という節目の年に当たる2010年は、このような日本の取組が大きく進展する年となった。4月には人間の安全保障に関する国連事務総長報告が発表され、5月には同報告書を受け、国連総会において人間の安全保障に関する初めての公式討論が開催された。7月には人間の安全保障に関して初となる国連総会決議が全会一致で採択され、同概念につき引き続き議論をすることとなった。日本はこのような概念の普及活動にとどまらず、日本のイニシアティブにより国連に設置された人間の安全保障基金や、草の根・人間の安全保障無償資金協力などの二国間支援を通じ、人間の安全保障の実現に引き続き取り組んでいく。



ハイチにおいて活動する国際緊急援助隊・医療チーム（写真提供：JICA）

① 緊急・人道支援

日本は、国際緊急援助隊の派遣、緊急援助物資の供与、緊急無償資金協力などを通じ、災害発生時から早期復興にかけて継ぎ目のない支援を実施している。例えば、2010年1月のハイチにおける大地震及び8月のパキスタンにおける洪水の際には、国際緊急援助隊・医療チーム及び自衛隊部隊の派遣、テントなどの緊急援助物資の供与を行うとともに、緊急無償資金協力により、それぞれの国で保健、医療、シェルターなどの分野での支援を行った。また、9月には各国の捜索・救助専門家の協議の場である国際捜索・救助諮問グループ（INSARAG）の初めての世界規模の会合を神戸で開催した。

防災分野に関しても、日本は防災大国としての知見と経験を生かし、開発途上国への技術・インフラ支援に加え、国連諸機関・世界銀行との緊密な協力を行った。さらに、日中韓防災担当閣僚級会合の開催やASEANなどの枠組みにおける情報共有の推進など、アジア地域における連携を促進している。

(4) 科学技術分野における国際協力

科学技術は国防・経済・産業など様々な分野の国力の源泉の一つである。また、持続可

能な成長、気候変動、感染症、エネルギー、水・食料など地球規模の課題に取り組む上で

も、世界トップレベルの科学技術を有する日本に対する国際社会の期待は高く、科学技術と外交の連携の重要性は高まっている。6月に閣議決定された「新成長戦略」において、科学技術外交の推進が謳われており、日本は、海外の優れた研究者・研究機関との連携や大規模科学研究における他国との協力などを通じ、日本と世界の科学技術の発展、高度な科学技術を活用した各国との関係強化などの取組を積極的に推進している。

ア 各国・地域との科学技術協力

日本は6月にエジプト、9月にスペインと科学技術協力協定に署名¹³した他、米国、中国など8か国と二国間会合¹⁴を行い、科学技術協力の現状、今後の協力の方向性や在り方などを協議した。特に、米国との間では閣僚級の会議を開催し、両国の科学技術協力強化に向けた議論を行った。また、開発途上国との間で地球規模課題に関する共同研究などを進めるためのODA¹⁵を推進した。さらに、東アジア地域の科学技術力の向上や地域共通課題に対処するために、10月の東アジア首脳会議（EAS）において、菅総理大臣から、地域的な科学技術協力を推進する「東アジア・サイエンス&イノベーション・エリア」構想を提案した。

また、気候変動とエネルギー問題が顕在化する中で、究極のエネルギー源と期待される核融合に関し、日本は熱核融合実験炉を建設・運用するイーター（ITER）計画を欧州連合（EU）と共に主導している。30年以上に及ぶこの計画では、参加7か国・地域によ



本島イーター（ITER）機構長（左）が出席した実験炉建設の除幕式の様子（写真提供：ITER機構）

る技術面、政治・財政面の協力が必要であるが、日本はITER機構（2010年に本島修ITER機構長が就任）を引き続き支援し、事業の成功を目指している。

イ 宇宙分野における協力

国連では宇宙航空研究開発機構（JAXA）の堀川康技術参与が、日本人初の国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）本委員会の次期議長に就任することが事実上確定し、日本は国際的な規範づくりに対する積極的な姿勢を示した。

6月の小型惑星探査機「はやぶさ」の地球帰還の成功は、日本のみならず、国際社会に希望と感動を与えた。また、9月に打ち上げられた準天頂衛星「みちびき」は、米国の測位衛星GPSを補完・補強するものであるが、日本以外のアジア太平洋地域においても利用の可能性がある。その他、8月に起きたチリ鉱山落盤事故の際には宇宙活動用に開発された宇宙下着や宇宙食を現地に届けるなど、宇宙技術は災害時の国際協力にも役立っている。

¹³ 日本は、32の科学技術協力協定を署名又は締結しており、締結済みの31の協定については、46か国に適用されている。

¹⁴ 2010年は、中国、ハンガリー、ロシア、イスラエル、米国、ニュージーランド、カナダ、ブラジルとの間で合同委員会を開催した。

¹⁵ 地球規模課題対応国際科学技術協力事業（SATREPS）：開発途上国のニーズに基づき、外務省、JICA、文部科学省、科学技術振興機構（JST）、日本学術振興会（JSPS）が連携して、対象国・地域の大学・研究機関と環境・エネルギー、生物資源、防災、感染症対策などの分野で共同研究や能力向上支援を実施。2010年度は共同研究17件を採択。



マロック＝ブラウン前世界経済フォーラム副会長によるメッセージ

「人間の安全保障」は、グローバル化した世界における国際関係の新たな理念の一つとして、日本が行っている特徴ある提案です。これは、平和的発展と協力を重視する日本の価値観に由来しつつ、我々が地球市民として堅持すべき普遍的な責任や価値があることを肯定するものです。

「人間の安全保障」という言葉は、国際連合開発計画（UNDP）の人間開発報告書1994年版において初めて使われ、緒方貞子¹⁶氏とアマルティア・セン¹⁷氏を共同議長とする人間の安全保障委員会において取上げられました。この理念は、所得に留まらず、正義と身体的安全、保健や教育へのアクセス、生活の保全といった、貧困層や社会から取り残された人々の生活を左右する様々な要因に対処するための開発理念の基礎として理解されるようになりました。

人間の安全保障は、破綻寸前の国家に対応するためのアプローチとしては、例えば「保護する責任」という考え方に比べ、より協調的で、対象となる国を脅かすことが少ないものとして多くの人々から捉えられています。

実際のところ、人間の安全保障を通じた支援は、経済的・身体的脅威にさらされた集団の幸福を守るために、早い段階から分野横断的に対応することを可能にするものであり、他の政策を代替するというよりも、補完するという重要な意義を有しています。日本の主導的な役割の下、人間の安全保障は各国政府だけでなく、経済界や非政府組織（NGO）からも支持を集めてきました。人間の安全保障の重要性が増し続けることは確かなように思われますし、日本のリーダーシップが引き続き欠かせません。

前世界経済フォーラム副会長（元UNDP総裁）

マロック＝ブラウン



マロック＝ブラウン氏



世界経済フォーラム（ダボス会議）
（2011年1月スイス・ジュネーブ 写真提供：世界経済フォーラム）

¹⁶ 元国連難民高等弁務官。

¹⁷ 前英国ケンブリッジ大学トリニティー・カレッジ学長。

2 地球環境問題

(1) 気候変動問題

ア 概観

2010年も、国連を始めとする様々な場において、気候変動対策を強化していくための包括的な国際枠組みを作る交渉が集中的に行われた。このような国際交渉の成果として、11月29日から12月10日にかけてカンクン（メキシコ）で開催された国連気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）において、米中などの主要排出国を含む公平で実効的な新たな国際枠組みの構築につながる大きな成果として、「カンクン合意」が採択された。この採択に至るまでには多くの議論が積み重ねられ、日本は様々な場面で強いリーダーシップを発揮し、交渉を主導した。

例えば、菅総理大臣は、9月にニューヨークで開催された国連総会において、2009年に鳩山総理大臣が表明した、全ての主要国による、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比で言えば25%の排出削減を目指すとの目標を改めて示した。また、同時に排出削減などの気候変動対策に取り組む開発途上国や気候変動の悪影響に対し脆弱な開発途上国に対する支援を、官民一体となって引き続き着実に実行していくことを表明した。日本はこの方針に基づき、2010年9月末現在で、72億米ドル以上の支援（82か国、367のプロジェクト）を既に実施した。

バンギムン
潘基文国連事務総長のイニシアティブにより国連で設置された「気候変動資金に関するハイレベル諮問グループ（AGF）」及び「地球の持続可能性に関するハイレベル・パネル（GSP）」においても、日本は積極的な役割を

果たした。AGFは気候変動問題に対処するための長期資金の財源について検討し、2010年11月に報告書を提出した。GSPは気候変動問題に焦点を当てながら、持続可能な開発への課題の解決方法について検討を行っている。

イ 森林保全と気候変動

2010年は、森林保全と気候変動の分野においても進展が見られた。世界の温室効果ガス排出量の約2割は開発途上国における森林の減少や劣化に由来するとされていることから、開発途上国の熱帯雨林などを保全することは気候変動対策における重要な柱である。

この分野で日本が果たした役割は大きい。5月にオスロ（ノルウェー）で開催された「気候と森林に関するオスロ会議」（日本からは福山外務副大臣が参加）では、REDD+（Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation、開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減など）に関する国際社会の取組の加速化・連携



気候と森林に関するオスロ会議で演説する福山外務副大臣（左奥）（5月27日、ノルウェー・オスロ）

強化のための暫定的な枠組みである「REDD+パートナーシップ」の設立で一致し、日本及びパプアニューギニアが2010年末までのパートナーシップ共同議長国に選出された。同パートナーシップの活動の一環として、10月26日に前原外務大臣が共同議長を務め、名古屋で開催された「森林保全と気候変動に関する閣僚級会合」は、この分野で日本が発揮したリーダーシップの一つの好例であり、COP16での交渉に向けた弾みとなった。

また、11月中旬にソウルで開催されたG20及びその直後に横浜で開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会合においても、気候変動問題に取り組む各国の強固な意志が表明され、COP16に向けた機運が高まった。

📌 COP16（カンクン）

11月29日から12月10日までカンクン（メキシコ）において開催されたCOP16には、日本から松本龍環境大臣を代表団長とし、山花郁夫外務大臣政務官、田嶋要経済産業大臣政務官、田名部匡代^{まさよ}農林水産大臣政務官などが参加し、各国と緊密に連携しつつ交渉を進めた。日本はCOP16において、日本の目標である全ての主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みを構築する、新しい一つの包括的な法的文書の早期の採択に向けて、温室効果ガス排出削減や資金援助などの主要な要素を含むバランスのとれたCOP決定の採択を目指した。会議では、開発途上国から先進国に対し、京都議定書の第二約束期間¹⁸の設定を求める強い意見が繰り返し表明された。しかし、一部の先進国のみ義務を課し、米国の参加や中国などへの排出削減の義

務付けが見込めない京都議定書第二約束期間の設定は、世界規模の温室効果ガス排出削減につながらないことから、日本はこれには反対する立場を貫き、粘り強く交渉した。

連日の厳しい交渉の結果、2013年以降の国際的な法的枠組みの基礎になり得る、包括的でバランスの取れた「カンクン合意」が採択された。「カンクン合意」では、2009年「コペンハーゲン合意」の下で先進国及び開発途上国が提出した排出削減目標などを国連の文書としてまとめた上で、これらの目標などをCOPとして留意することとなった。これにより、日本が目指す、全ての主要排出国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みの構築という目標に向けて交渉が前進した。懸案である京都議定書の第二約束期間の設定については、京都議定書第6回締約国会合（CMP6）の決定文書で、先進国の排出削減目標をまとめた文書に留意するとともに、京都議定書の第二約束期間に対する各国の立場を害しない旨の脚注が挿入され、京都議定書の第二約束期間の設定は受け入れられないとの日本の立場が十分に反映された。



COP16ハイレベル・セグメントに日本政府代表として出席する松本環境大臣（右）と山花外務大臣政務官（右から2番目）（12月7日、メキシコ・カンクン）

¹⁸ 京都議定書は、先進締約国について、2008年から2012年までの期間における温室効果ガス排出削減に係る数値目標を設定しており、この約束期間は「第一約束期間」と呼ばれるのに対し、これに続く2013年以降の約束期間については「第二約束期間」と呼ばれている。

工 今後の動き

2011年は2013年以降の国際枠組みの在り方を巡って一層厳しい国際交渉が行われることが予想される。日本としては、真に気候変動問題に対処するために必要な、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組

みの構築を目指し、各国と協力して交渉を進めていく。また、国際交渉と並行して、アジアなどの様々な開発途上国との間で二国間クレジット制度¹⁹の構築も含め温室効果ガス排出削減に関する二国間協力についても、協議を進めていく。

(2) 生物多様性**ア 生物多様性条約**

様々な生物種は、その種内の個体の多様性も含めて、食物網などで示されるように複雑なつながりを持ち生態系全体の働きを支えている。生物多様性のバランスが崩れると、地球全体の環境及び食料、木材など生物資源に依存する人類の生活にも多大な影響を与えかねない。また、人類は他の生物を医療、化学などの分野においても幅広く利用しており、近年、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の重要性が注目されている。

生物多様性条約（CBD）は、生物多様性の問題に包括的に取り組む国際的枠組みとして、1992年のリオ環境サミットで気候変動枠組条約とともに署名のために開放され、砂漠化対処条約と合わせ「リオ3条約」と呼ばれている。

2010年10月18日から29日にかけて愛知県名古屋市において松本環境大臣を議長とする生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性に関する国際社会の高い問題意識を背景に、180の締約国、関連国際機関、NGO、報道関係者、スタッフなど合わせて1万3,000人以上が参加した。また、並行して10月27日から29日まで日本政府が主催したハイレベル・セグメント（閣僚

級会合）には100か国以上の首脳や閣僚が参加し、27日には菅総理大臣が演説を行った。

COP10では、2週間にわたり交渉が行われ、日本の議長国としてのリーダーシップの下、2011年以降の新しい戦略計画「愛知目標（戦略計画2011-2020）」、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS：Access and Benefit Sharing）に関する「名古屋議定書」が採択されるなど、歴史的とも言える成果が挙げられた。参加国からは、日本の議長国としての取りまとめ努力に対して高い評価が示された。

(ア) 愛知目標（戦略計画2011-2020）

COP10では、生物多様性条約を今後10年間、効果的に実施するための世界目標について、愛知目標（戦略計画2011-2020）が採択された。採択に向けては、意欲的な目標を求めるEUと、目標の実現可能性を重んじる開発途上国との間で対立があった。しかし、最終的には閣僚間の協議の結果も踏まえて両者が歩み寄り、2050年までの中長期目標、2020年までの短期目標及び20の項目別の個別目標が採択された。

中長期目標は、日本が提案した「自然と共生する世界」となり、短期目標は「2020年までに回復力があり、また必要なサービスを

¹⁹ 二国間約束の下、低炭素技術による海外での排出削減への貢献を独自に評価・クレジット化すること。

愛知目標（戦略計画2011～2020）

ビジョン（中長期目標（2050年））

「自然と共生する（Living in harmony with nature）」世界

ミッション（短期目標（2020年））

2020年までに、回復力があり、また必要なサービスを引き続き提供できる生態系を確保するため、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する。

20の個別目標

戦略目標A：生物多様性の損失の根本原因に対処する

- 目標1：人々が生物多様性の価値を認識する。
- 目標2：生物多様性の価値を政府の計画に組み込む。
- 目標3：生物多様性に有害な措置を廃止し、正の奨励措置が策定、適用される。
- 目標4：全ての関係者が計画を実施する。

戦略目標B：生物多様性への直接的な圧力を減少させる

- 目標5：森林を含む自然生息地の損失速度を減らす。
- 目標6：魚類などが持続可能に管理、漁獲される。
- 目標7：農業・林業が持続可能に管理される。
- 目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。
- 目標9：外来種が制御され、根絶される。
- 目標10：気候変動その他の人為的な悪影響を最小化する。

戦略目標C：生物多様性の状況を改善する

- 目標11：少なくとも陸域の17%、海域の10%が保護地域などにより保全される。
- 目標12：絶滅危惧種の絶滅が防止される。
- 目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持される。

戦略目標D：生物多様性から得られる恩恵を強化する

- 目標14：生態系が保全され、自然の恵みが享受される。
- 目標15：生態系が気候変動の緩和と適応に貢献する。
- 目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行・運用される。

戦略目標E：能力開発などを通じて条約の実施を強化する

- 目標17：効果的で参加型の国家戦略を策定する。
- 目標18：伝統的知識が尊重される。
- 目標19：関連する知識・科学技術が改善される。
- 目標20：戦略計画の効果的実施のための全てのソースからの資金の動員が現在のレベルから大幅に増加する。

名古屋・クアラルンプール補足議定書の概要



引き続き提供できる生態系を確保するため、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する」となった。今後10年間、各締約国は愛知目標達成に向けて、関係国・機関などと協力しつつ、それぞれの生物多様性関連施策を進めることになっており、生物多様性の損失を止めるための積極的な行動が期待される。

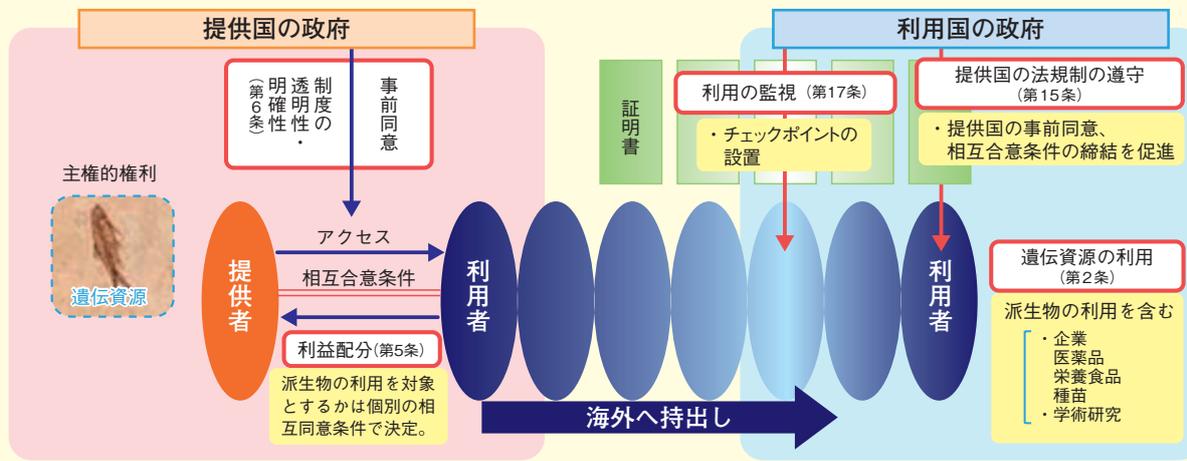
(イ) 遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書

遺伝資源提供国の遺伝資源の利用者が利益を上げる場合に、その利益の一部を提供国に配分するための国際枠組み策定交渉を、COP10までに完了すると生物多様性条約第8回締約国会議（COP8）（2006年3月、於：クリチバ（ブラジル））決定に基づき、COP10において、ABS議定書案の検討が行

名古屋議定書のメカニズム

名古屋議定書
(2010年10月採択)

- ①アクセスの改善 (第6条)
遺伝資源へのアクセスに事前同意を求める締約国に対して、国内法・規制に関する透明性、明確性の確保を義務付け。
- ②利益配分 (第5条)
利益の配分が相互合意条件に基づくことなど、条約第15条の原則を確認。
- ③遵守 (第15条、第17条)
提供国の法規制の遵守を促すため、利用国に適切な措置の実施を義務付け。



われた。条約発効以前に入手した遺伝資源にも遡って議定書を適用すべきか否かなど、幾つかの論点で遺伝資源提供国（主として開発途上国）と利用国（主として先進国）の意見対立が続いたことを踏まえ、COP10の最終日に、日本が議長国として、各国の立場を考慮した議定書の議長案を各国に提示し、同案が「名古屋議定書」として採択された。また、議定書の発効に向けた政府間委員会の設置やその作業計画が決定された。今後は、名古屋議定書の下で、提供国が国内法による規制の透明性・明確性・法的確実性を確保することにより、遺伝資源への円滑なアクセスが図られるとともに、遺伝資源の利用から生じる利益の提供国との公正かつ衡平な利益配分が促進され、更に、生物多様性の保全やその構成要素の持続可能な利用が強化されることが見込まれる。

(ウ) 開発途上国支援

日本は、COP10において、生物多様性保全に関する開発途上国支援として「いのちの



COP10ハイレベル・セグメント開会式で挨拶する菅総理大臣（10月27日、名古屋 写真提供：内閣広報室）

共生イニシアティブ」(20億米ドル)、同イニシアティブの下での生物多様性国家戦略の策定支援などに向けた「生物多様性日本基金」(10億円)及び、国際熱帯木材機関(ITTO)とCBD事務局の共同イニシアティブ支援の一環として、カンボジア及びタイの遺伝資源、森林地域の生物多様性保全のための無償資金協力を表明した。また、「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する開発途上国の能力構築などに向けた支援」(10億円)を発表した。これらの支援は開発途上国を中心とする他の締約国からも高い評価を得た。

イ カルタヘナ議定書

カルタヘナ議定書は、現代のバイオテクノロジーにより改変された生物（Living Modified Organism。以下、LMO）が、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に及ぼし得る悪影響を防止するための措置を規定している。生物多様性条約第19条3に基づく交渉において作成され2000年1月に採択された。

10月11日から15日まで、鹿野道彦農林水産大臣を議長として、愛知県名古屋市において開催されたカルタヘナ議定書第5回締約国会議（COP-MOP5）では、カルタヘナ議定書作成時に合意に至らなかった「責任と救済」に関する制度、すなわちLMOが国境を越えて移動することによって生物多様性の保全及び持続可能な利用に損害が生じた際の責任と救済の在り方について規定した「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。同補足議定書では、損害が発生した場合に、締約国政府が責任事業者を特定し、原状回復などの対応措置を命ずることなどを規定している。この補足議定書の採択によって、LMOの輸出入に伴い生物多様性に損害が生じた場合の対応に関するルールが定められたことで、輸入国においては不安が緩和され、輸出国にとっては予測可能性が向上するため、安全な形でのLMOの輸出入が促進されることが期待される。この補足議定書は、2004年以来、6年にわたる交渉を経てようやく採択されることとなったが、日本は、補足議定書策定交渉において、COP-MOP5の議長国として積極的に各国との調整を図るなど、その取りまとめに多大な貢献を行い、各国から高い評価を受けた。

(3) ワシントン条約

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の保護を図ることを目的としている。

2010年3月にドーハ（カタール）において開催されたワシントン条約第15回締約国会議（COP15）においては、大西洋クロマグロの附属書Ⅰ（商業目的での国際取引の禁止）掲載提案やサメ類及び宝石サンゴの附属書Ⅱ（商業目的での国際取引には許可が必要）掲載提案などにつき議論がなされた。日本は、漁業資源の管理は、科学的な根拠に基づく持続可能な利用を基本原則として地域漁業管理機関などにおいて行われるべきとの立場である。特に大西洋クロマグロについて

は、2009年に大西洋クロマグロ資源の保存管理措置の強化に合意した大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）により、適切に保存・管理されるべきとの立場から、日本の主張に対してワシントン条約締約国の理解と支持を得るべく、最大限の働きかけを行った。その結果、大西洋クロマグロ、サメ類及び宝石サンゴの附属書掲載提案は全て否決された。この結果を受け、日本は関係各国との連携・協力を強化しつつ、ICCATを通じた大西洋クロマグロ資源の保存管理において積極的な役割を果たしていくとの決意をCOP15において表明した。その他、COP15においては、アフリカゾウの一部地域個体群の附属書ⅠからⅡへの移行提案や、全てのアフリカゾウの9年間の取引停止提案が議論されたものの、いずれも採択されなかった。

(4) 有害化学物質・有害廃棄物の国際管理

人の健康及び環境にとって有害な化学物質は、その製造や使用・廃棄の過程で国境を越えて取引され、大気や水といった環境中に放出されることによって、地球規模での環境汚染を引き起こすおそれがある。日本は、バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約（POPs条約）、ウィーン条約など、有害物質の規制に関する多数国間条約²⁰に加入し、国内において確実に実施するとともに、必要に応じて条約の規制対象物質の追加などを行っている。

ア 条約間の協力と連携の促進

バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約（POPs条約）の3条約は、いずれも有害な化学物質及び廃棄物を規制し、人の健康及び環境への影響を未然に防止するという共通の目的を持っている。そのため、3条約が相互に連携する協働体制を構築し、協力を促進させるべきとの議論が進展し、2010年2月には、3条約の拡大合同締約国会議が開催された。

イ 国際的な水銀管理

2009年2月の国連環境計画（UNEP）管理理事会での決定を受け、2010年から国際的な水銀管理に関する条約の制定に向けた政府間交渉が開始された。同交渉では、2013年までに政府間交渉委員会の会合を5回開催し、条約に含まれる可能性のある事項として、水銀の供給削減と環境上適正な保管、水銀の国際貿易の削減、製品及び工程中の水銀

の意図的使用の削減、水銀の大気への排出削減及び水銀含有廃棄物などについて議論する予定である。2010年6月にストックホルム（スウェーデン）で開催された政府間交渉委員会第1回会合において、日本は、水俣病の経験国として、①同様の健康被害や環境破壊が世界の他の国で繰り返されないよう交渉に積極的に貢献していくこと、また、②その一環として、2011年1月の政府間交渉委員会第2回会合を日本で開催するとともに、③条約の採択・署名のために2013年後半頃に開催される外交会議を日本に招致し、「水俣条約」と名付けたいと考えていることなどを表明した。

ウ オゾン層保護

成層圏のオゾン層がフロンガスなどのオゾン層破壊物質（ODS：Ozone Depleting Substances）により破壊されると、地上に達する有害な紫外線の量が増加し、人体や自然生態系に悪影響をもたらされると考えられている。日本は、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」を締結し、オゾン層保護に積極的に貢献するとともに、モントリオール議定書の下に設けられた多数国間基金を通じ、開発途上国を支援している。また、ODSの多くは温室効果が高いため、ODSの規制は、地球温暖化防止にも重要な役割を果たしている。2010年11月、モントリオール議定書第22回締約国会合（MOP22）がタイで開催され、オゾン層を破

20 正式名称はそれぞれ、「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」。

壊れないが温室効果の高い代替フロンである
 ハイドロフルオロカーボン（HFC）の扱い

や、ODSのバンク対策²¹について、検討を
 続けていくことになった。

3 北極・南極

(1) 北極

ア 北極における状況変化と国際的議論の高まり

北極では、近年の気候変動の影響で海氷面積が縮小傾向にあるなど看過できない変化が起きており、地球環境問題に関する懸念が高まっている。その一方で、北極海航路の開通、資源開発などの様々な可能性の広がりも予測されている。このような状況を受け、北極に関わる国際的議論の高まりが見られており、北極圏外に位置する日本も、海洋国家として、また地球環境問題を重視する国として、北極に関わる議論に適切な形で参画して

いく必要がある。

イ 北極評議会（AC）

北極評議会（AC）（下図参照）は、全ての北極圏国が参加する常設の政府間ハイレベル・フォーラムであり、近年国際的にも大きな関心が注がれている。日本は、AC加盟国間でなされる議論の動向を把握する目的で、2009年4月、橋本聖子外務副大臣がオブザーバー参加への関心を表明し、同年7月、正式にオブザーバー資格申請を行った。その後、アドホック・オブザーバー（会合ごとにオブ

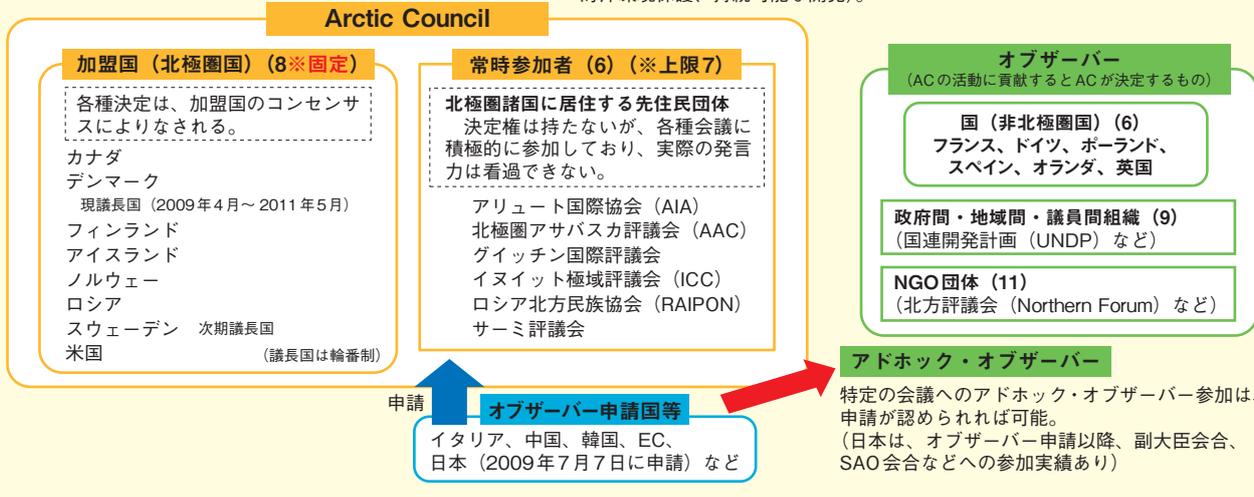
北極評議会（AC）

経緯：「オタワ宣言」（1996年9月）に基づき、
 ハイレベルの政府間フォーラムとして設立。

目的：北極圏に関する共通の課題（持続可能な開発、環境保護など）に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏諸国間の協力・調和・交流を促進する。

各種会合：

- (1) 閣僚会合
 隔年開催。前回（第6回）会合は2009年4月にノルウェー・トロムソで開催。
- (2) 副大臣会合
 2010年5月に初会合開催、今後隔年開催される見込み。
- (3) 高級北極実務者（SAO）会合
 最低年2回、議長国の呼びかけにより開催。
- (4) 分野別作業部会
 現在、6部会が活動中（汚染対策、監視・評価、動植物保護、緊急対応、海洋環境保護、持続可能な開発）。



21 市中に出回っている冷凍空調機器の冷媒などとして使用・貯蔵されているものや、これらが廃棄物として回収され、もしくは税関などで没収されたものの破壊されずに出回っているもの。

ザーバー資格を得て参加)として、副大臣会合、高級北極実務者(SAO)会合、作業部会など各種会合への参加実績を積んでいる。日本は、北極に関わる調査研究分野において実績を蓄積しており、オブザーバーとしてACの具体的な活動に貢献していく知見を十分に有していると考えている。なお、オブザーバー資格承認の決定を行えるのはACの閣僚会合のみであり、次回の会合は2011年5



海洋地球研究船「みらい」(写真提供：文部科学省)

月に予定されている。

ウ 北極タスクフォース

2010年9月、外務省では、北極に関する日本の外交政策を分野横断的に検討していくため、「北極タスクフォース」を立ち上げ、活動を開始した。以降、同タスクフォースの下で、適切な北極政策を推進するべく協議・調整を行っている。



国立極地研究所北極観測センター(スヴァールバル 写真提供：文部科学省)

(2) 南極

ア 南極条約

南極は、南極条約上、領土主権・請求権が凍結された地域となっている。南極で現在実質的な科学研究活動を行っている国の中には、南極の一部に領土主権・請求権を主張する国(クレイマント)と、領土主権・請求権を主張しないと同時に他国の主張も否認する国(ノン・クレイマント)がある。日本は、1951年のサンフランシスコ講和条約において南極に対する領土の請求権を放棄しており、ノン・クレイマントの立場をとっている。一方、南極条約の体制において各国は、クレイマント/ノン・クレイマント双方の対立を表面化させず、南極の環境問題などの共通の関心事項について協調して対応することに努めている。南極条約締約国の中でも、南極に基地を設けるなど、積極的に科学的調査

活動を実施している国(28か国)は、南極条約協議国と称され、定期的に南極条約協議国会議を開催し、情報の交換、国際協力の促進などについて協議を行っている。日本は南極条約の原署名国及び協議国として、南極を巡る議論に積極的に参加し、南極条約体制の維持・発展を通じ、日本の国益の確保に努めている。

イ 南極条約協議国会議

毎年開催される協議国会議では、南極の環境保護、南極観測に関する事項、南極条約事務局の運営、南極観光などに関する議論を行っている。特に近年は、南極への観光客数が年間3万人を超えていることから、観光活動が南極の環境に与える影響や、南極地域における観光の適切な管理について活発な議論

が行われている。

🗨️ 最近の活動

日本は、2010年1月に、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書の規定に基づき、

南極で初めて6か国の基地の査察を行い、各国の条約及び議定書の遵守状況の調査を行った。これは、南極条約体制の維持のための重要な貢献であり、また、日本の今後の南極観測にとって、知見を蓄積する機会となった。